

令和 6 年第 1 回五城目町議会定例会議事日程 [第 4 号]

令和 6 年 3 月 5 日 (火) 午前 10 時 00 分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 総務産業常任委員長報告

日程第 2 教育民生常任委員長報告

3 閉会

令和6年五城目町議会3月定例会会議録

令和6年3月5日午前10時00分五城目町議会3月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
8番 畑澤洋子	9番 斎藤晋
10番 石井光雅	11番 伊藤正春
12番 佐藤重信	13番 荒川正己
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	澤田石清樹
教育長	畠澤政信	総務課長	東海林博文
まちづくり課課長補佐	柴田浩之	税務課長	笛川由美
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	猿田玲子
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	工藤ひとみ
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	石井一
健康福祉課長	石井政幸	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 猿田玲子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。6番荒川滋委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） おはようございます。

令和6年3月定例会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む議案16件、陳情5件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室におきまして2月28日午後3時30分から会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は6名全員でありますが、館岡隆委員から、29日の午前10時30分から午前11時までの間の欠席届が出されていたことをお伝えいたします。参与には、東海林総務課長、柴田まちづくり課長補佐、笛川税務課長、猿田会計管理者、猿田議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長はじめ関係職員。書記には、建設課畠山主任、農林振興課浅野主事、総務課笛川係長、29日からは総務課齊藤主事を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第1号、工事請負変更契約の締結についてであります。これは、令和5年度道路メンテナンス補助事業五城目橋橋梁補修工事についてであります。

この工事は、令和5年9月に議会の議決を得て進められてきておりますが、事情により工程の遅れと工事数量に変更が生じたことから変更契約の締結をするため、条例の規定により議会に議決を求められたものであります。

その事情とは、橋台防水シート設置の際に悪天候が続いたこと、県発注の馬場目川浚渫工事により、車両の通行や資材運搬が制限されたことから工期を延長、また、断面修復など施工数量に変更が生じたことによるものであります。金額では692万3,400円増の1億1,131万3,400円に、工期は当初より2か月以上延長の5月10日までとするものであります。

委員からの金額掛かり増しの内容を問う質疑に、当局から、これまで長い間に繰り返されてきた路面のオーバーレイにより舗装の厚さが多くあったこと、また、工事を進めて判明した構造の補強リフレッシュが必要な箇所が増えたことにより工事数量が増加した。また、現在あらゆる工事で諸経費率が高くなっています、本工事でも影響が出たためであるとの答弁がありました。

また、工期を5月10日まで延長する変更だが、少しでも早く開放する考えはあるかという質疑に対しまして、工事の進み方によっては工期内であっても開放する可能性は十分にあるという答弁がありました。

他には特に意見もなく、議案第1号は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて議案第2号、工事請負変更契約の締結令和5年災廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）についてであります。

本案は、令和5年12月に議会の議決を得て進められておりましたが、天候の悪化などにより工程に遅れが生じ、工期延長願いが提出されたことから、変更契約の締結をするため、条例の規定により議会に議決を求められたものであります。

令和5年12月18日から令和6年3月15日までであった当初の工期を令和6年10月31日まで大幅に延長するものであります。川に架かる橋脚と桁の撤去工事であるため、河川の渇水期を想定して着工しましたが、12月下旬から降雨と降雪が繰り返されたことから雪解けが進み、川の水位が上昇していることなどにより、計画工程と施工工程に乖離が生じたために、工期を延長するものであります。

委員からの、今回は工期の変更のみだが、仮設の堤防設置や敷き鉄板など資材の掛かり増しが想定されるのではないかという質疑に対しまして、今後、変更契約があると予想されるという答弁がありました。

また、当初より約8か月もの延長により、令和7年9月とされた本橋の完成時期に遅れが出るのではないかという質疑に対しまして、資材の調達や天候に左右されることが考えられるが、令和7年9月の供用開始を住民に説明しており、それに向け進めるという答弁がありました。

他に特に意見はないものの、今回の工期大幅延長と最終的な本橋の完成について、門前はじめ関係する方々に逐一説明するよう指摘し、議案第2号は全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定につ

いてであります。

本案は、町税等の諸収入金における督促手数料について、電子決済等に伴う納入者及び収納機関の負担軽減並びに事務の効率化を図ることを目的に、督促手数料を廃止するため関係条例の整備に関する条例を制定するものであります。

委員から、廃止することにより影響が出る金額を問う質疑に、令和4年度の実績では、町税、国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料金、合わせて3,132件、額では46万9,800円であるという答弁があり、別の委員から、今の数字は令和4年のものであるが、47万円ほどの収入をカットしてまで行う狙いを問う質疑に対しまして、納付書にQRコードが印字されており、金融機関に納めてもらうことになっているが、QRコードでは本体の分しか読み込めないため、納付期限が過ぎた方には督促手数料を反映させた新たなQRコードが送られてくる。そのことにより二重納付というケースが生じてきている。また介護保険料にはQRコードが印字されていないため、納期限が過ぎたものには金融機関の窓口において手書きで150円と書いて納付しており、納付者と金融機関側も混乱が見られる。また、その問い合わせが担当課に届き対応で負担が生じている。新たなQRコード付きの納付書を封筒に入れて郵送することを試算すると金額の面でも十分にメリットはあるという答弁がありました。

また、県内自治体での実施例を問う質疑に対しましては、県内では現在、横手市で導入をしているとの答弁があった他に特に意見はなく、議案第3号は全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第4号、五城目町減債基金条例等を廃止する条例制定についてであります。

本案は、令和5年7月の大震災対策事業等に要する財源として多額の財政調整基金を取り崩したことにより、令和5年当初12億円以上あった財調が約4億円にまで減少する見込みである。この状況では、不測の事態が生じた場合に対応できないことが想定されるため、既存の基金のうち不急のものを廃止し財政調整基金に積み立てることを目的に、4つの基金条例廃止する条例を制定するものであります。その4つの基金とは、五城目町減債基金、それから、土地開発基金、教育施設整備基金、企業立地推進基金で、令和6年3月29日から施行するというものであります。

委員から、1億82万7,000円の残高がある企業立地推進基金の廃止は、企業進出と雇用の面から町のイメージ悪化につながるのではないかという質疑に対しまして、

基金の廃止によって確かにPRは欠けてしまうが、不測の事態とは災害だけでなく、例えば企業進出の進展などの場合も財調から支出して手当てすると考えているとの答弁がありました。

また、企業立地推進基金を目玉にして企業を誘致するというものであったのではないかという問い合わせに対しまして、そうではあるが、暫定的な措置としてここ数年は災害に備えた蓄えを持つため、企業立地についても、やむなく今回は廃止させていただき、備えが十分になった際には復活を改めて検討したいという答弁がありました。

また、企業誘致に現状を問う質疑に、昨年コールセンターの話がありましたが実現には至らなかった。町長は首都圏などでも率先して活動しているが、なかなかマッチするまでは至っていない。ふさわしい立地の選定も進めていかなければならぬと考えているという答弁がありました。

他に財政調整基金の現在の残高を確認した以外、特に意見なく、議案第4号は全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて議案第5号、五城目町の休日を定める条例の一部を改正する条例制定についてあります。

本案は平成17年以降12月31日から1月5日までとしていた年末年始の休日を、デジタル化が進む現状に鑑み、コンビニ交付等のDX化を推進させ、他の自治体と休日期間を合わせることで業務の効率化を図り、住民サービスの充実を図ることを目的に、2日前倒しにして12月29日から1月3日までと改めるものであります。それに伴いまして『五城目町の休日を定める条例』の他、『五城目町職員の勤務時間、休暇等に関する条例』、また、『企業職員の給与の種類及び基準に関する条例』、そして『会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例』のそれぞれ一部を改正するものであります。

委員から、これまで大潟村と本町だけであったが、これでようやく県や他の自治体と揃うことになるので適切な判断である。また、もっと早く変更すべきであったという意見の他、特になく、議案第5号は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第6号、五城目町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてあります。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、その公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされたことから、

マイナンバーの利用範囲と情報連携の拡大を図ることを目的に、当該条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、特定番号利用事務や利用特定個人情報などに関することを条例で規定することで、社会保障制度、税制、災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用ができるようとする改正であり、各種事務手続きにおける添付書類の省略など住民の利便性の向上が図られるものであります。

委員から、マイナンバーカードの登録割合と役場業務とのひもづけについての確認以外、特には意見なく、議案第6号は全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号、五城目町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、物価上昇等の社会経済情勢による最低賃金の引き上げに伴い、給料表の改定を実施するため、当該条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、会計年度任用職員の給料表の改訂であり、それにより月当たり平均約6,000円前後の増額となるもので、該当する職員の数は兼務を含めて94名である。

委員から、号給と級など給料表の確認の他には特に意見なく、議案第7号は全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号、五城目町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、水道法の一部改正により、厚生労働大臣が所管している水道整備・管理行政に係る権限が国土交通大臣及び環境大臣に移管することに伴い、当該条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行するというものであります。

委員から、国交省と環境省の管轄範囲を問う質疑に、本管や設備など技術的なことに関する質問には国交省、水質など衛生面に関することは環境省となるとの答弁がありました。この件に関しては、法律の改正により国の所管が移管したものであり、特に意見なく、議案第10号は全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号、五城目町総合交流センター五城館の指定管理者の指定についてであります。今定例会の開会にあたりまして議会運営委員長が報告されたように、指定管理者の指定は経営に関わることであり、関係者である私を除斥した上で審査をしていただいております。この後、石井副委員長に報告していただきます。

議案第12号、専決処分（第1号）の承認を求めるについて、令和5年度五城目

町一般会計補正予算（第7号）であります。

本案は、令和5年7月の大震災の被災者住宅支援等を引き続き進めるため、また、昨今の物価高騰対策に対する国交付金を活用した住民支援をいち早く進めるため、地方自治法第179号第1項の規定により、令和6年1月1日付で補正予算の専決処分をしたので、規定により議会に報告し承認を求められたものであります。

歳入歳出それぞれ4,621万6,000円を追加し、総額を106億9,173万4,000円とするものであります。

歳入の総務費国庫補助金の補正は、国の価格高騰に対する地方創生臨時交付金を計上したもので、歳出の内容は、1つ目が『住民税均等割りのみ課税世帯』に対する10万円の給付、2つ目は、先に3万円・7万円の給付対象になった『非課税世帯』と、このたびの均等割りのみ課税世帯で扶養している18歳以下の子へ5万円を給付するというものであります。また、被災者住宅支援を引き続き進めるため、担当である住民生活課への職員3名増員とともに、これに伴う人件費の各課からの付け替えが行われています。

委員から、災害支援継続のため、職員異動の内容を問う質疑があり、当局から、まちづくり課、農林振興課、商工振興課から各1名ずつ減になり、住民生活課に異動する。これまで住宅支援チームとして使用していた庁舎3階の一室を利用して活動することになるという答弁がありました。

また、この異動により、各課で人出不足が生じているのではないかという質疑に対して、そのとおりであるという答弁がありました。

また、価格高騰重点支援特別給付金の内容を問う質疑に、10万円支給を400世帯、5万円は100人と概算したが、抽出し実際に口座確認の通知を発送したのは273世帯と62人となっている。うち205世帯と40人には2月22日に既に支払済みであるという答弁がありました。

他には特に意見なく、議案第12号は全会一致で承認すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第8号）の当委員会関係部分であります。

歳入歳出予算の総額に両委員会分合させて11億4,456万2,000円を減額して、今年度の総額を95億4,717万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、災害復旧費国庫負担金のうち、農林水産施設災害復旧費負担金10億4,115万2,000円、これが実績見込みによる減額、それから、歳出におき

ましては、光ケーブル移設工事3件分、南秋マイタウンバスの運行負担割合が昨年7月から見直され、12.7%から16.125%へ引き上げられている。

3年連続採用に至らなかった地域おこし協力隊に係る費用の減額、それから、森林環境譲与税事業の事業、農地農業用施設災害復旧費、それから、公共土木施設災害復旧費、それから財政調整基金、これに先ほど言いました4基金廃止に伴う繰入金1億3,527万1,000円を補正するというものが歳出の主なものであります。

委員から、農地の廃棄物処理委託料の減額補正により流木等の廃棄物処理に影響が出るのではないか、5月上旬の田おこしと代かきに間に合うのかという質疑に対しまして、当局から、国の災害査定では工事費に含まれている。令和4年度当初予算の過年災害に計上し予算措置している。現在発注の準備を進めていて、4月に発注する予定で、恋地の滝ノ沢地区以外では5月末完成を考えており、そのことは2月6日の説明会で説明しているとの答弁がありました。

また、5月末完成では遅い。馬場目地区で業者がまだ決まっていないとの説明であったがという質疑に対しまして、復旧箇所への業者張り付けは終わっており、馬場目地区は間もなく順次発注していく予定で、その最終の完成目処が5月末であるが、影響が少なくなるよう早急に進めていくという答弁がありました。

また、作付けに間に合わない地区はどうするのかという質疑に対しまして、産地交付金として地力増進作物に10a当たり2万円を交付し、生産基盤を整える取り組みを支援すると、これも2月上旬の説明会で説明しているという答弁がありました。

南秋地区マイタウンバスの負担金割合が増えたことを問う質疑に、大潟村の負担割合が大きすぎるという指摘があったことから、南秋地域公共交通活性化協議会で再算定した結果、昨年4月から変更になった。本町の負担割合は、先ほど言いましたが12.7%から16.125%に変更。他の自治体の負担割合は、八郎潟町が15.05%、大潟村は68.825%であるという答弁がありました。

また、3年連続で採用ゼロの地域おこし協力隊についての質疑に対しましては、民間に委託しており、数件の相談はあるが、採用までには至っていないが、今後は海外協力隊員の帰国後の受け入れも考えているという答弁がありました。

これら審査の結果、議案第14号の関係部分は全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第5号）につい

てであります。

主な内容として、収益的収入及び支出では、精算見込みによる補正で、給水収益の減額などにより、収入 627万5,000円を減額。支出では、事業費用で薬品費や動力費の減額と湯ノ又橋の水道添架管や車両の廃棄などにより 307万3,000円を増額補正している。

資本的収入及び支出では、精算見込みによる補正で、浄水場の止水対策事業の財源として一般会計出資金に代えて企業債を充当、また、精算見込みによる減額により、収入 673万円の減額補正、支出では建設改良費と災害復旧事業費の精算見込みにより、637万4,000円の減額補正をするものであります。

今年度純利益は 5,002万8,000円の損失となりました。

委員から、浄水場の浸水対策と今後の方針、また、昨年7月・8月の水道料金減免による影響金額の確認、そして、新たに購入する車両の確認の他には特に意見なく、議案第18号は全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第19号、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

この収益的収入及び支出では、精算見込みによる補正で、下水道事業収益では営業外収益の減額などにより収入 543万3,000円を減額補正、支出では下水道事業費用では 701万8,000円を減額。

資本的収入及び支出では精算見込みによる補正で、収入では企業債増額などにより 82万4,000円を増額補正、支出では流域下水道建設負担金の増に伴い 91万5,000円を増額補正。

今年度の純利益は 266万1,000円の損失となりました。

委員から、まずは取りかかる内水浸水想定区域図作成を経ての内水浸水対策事業には住民から大きな期待が持たれている。確実に成果が出るものであるよう望むという発言に対しまして、先般の災害検証ワークショップで広く情報集ができた。着実に進めていくという答弁がありました。

他には特に意見なく、議案第19号は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第20号、令和6年度五城目町一般会計予算の関係部分についてであります。

両委員会分を合わせて歳入歳出それぞれ 62億3,700万円で、今年度の当初予算と比較して 4億8,100万円増額となっております。また、一時借入金につきまして

は、財政調整基金の残高が大きく減る中、災害復旧事業が繰り越しや過年災害復旧事業として残り、資金繰りの額が大きくなることから、最高額を例年の8億円から10億円へと多く計上しております。

歳出の注目すべき事項として、昨年7月の豪雨災害に係る災害復旧事業として農地農業用施設と公共土木施設災害復旧の早期復旧するための経費、それから、有害鳥獣対策費としてICT機器であるパトロールシステムを導入する。また、湖東厚生病院の運営費補助金は、令和6年度から11年度までの負担割合協議のため、当初予算にはまだ計上していない。それから、公共施設等総合管理基金などであり、委員から、町税減少の原因を問う質疑に対しまして、猛暑、水害、一等米比率の低下など農業所得の減少による影響が大きいという答弁がありました。

また、脱炭素化推進事業の取り組みに関する予算の大幅減額について質疑があり、当局から、町長施政説明でもあったとおり、再生可能エネルギー供給事業導入計画の策定を進めている。これまでの調査の結果、森林資源はあるが作業道の未整備により取得できずにいるということが判明した。令和6年度ではその課題解決のため、現状を確認して調査の年になるとを考えている。先に進むための勉強の年としたいという答弁がありました。このことに関し先進地視察を行った岩手県紫波町と本町との違いを問う質疑に、紫波町では供給先の住宅などが整備されていること。また、森林資源搬出のための整備ができている点が本町との大きな違いである。そして、実施主体の有無、これも大きな違いであるという答弁がありました。

それから、今年度に比べ4名減、131人の職員数になるが、職員の負担増につながっているのではないかと心配する質疑に対しまして、デジタル化を生かし、職員同士のカバー、必要に応じて会計年度任用職員の増員などにより解消することを考えるが、まずは職員協力し合ってカバーしていくという答弁がありました。

クマ対策を問う質疑に、水と緑の森づくり税事業として広ヶ野、久保、森山地区、合計6.8kmにわたり、幅30mの除伐による緩衝帯整備を引き続き行う。来年度以降も継続していきたい。また、獣友会の方々の負担が増加している。そのためICT活用のパトロールシステム導入を予定している。これは親機が2機、子機が10機というものであります。

湖東厚生病院の運営補助金について問う質疑に、令和6年度から11年度までについて協議してきたが、負担金額の確定までには至っていない。負担割合、県が3分の2、

4町村で3分の1の負担は変わらないが、人口割や利用者の割合などがそれに加味されてくると思われる。開業10年となり、設備の費用掛かり増しが生じてくることから、今後の負担額は増加していくものと思われるという答弁がありました。

それから、令和6年度も役場正庁で行う予定の町功労者式典の会場設定は、もっと多くの町民に参加していただく方法を考えるべきではないかという質疑に対しまして、令和7年度以降でアトラクションも行い、別会場での開催も考えているという答弁がありました。

農地集積加速化基盤整備事業についての質疑に、高岳地区のほ場整備事業、高崎地区的調査、館越地区的調査費用を計上しているという答弁がありました。

また、地方道路整備事業の交付金分で調査設計委託料が計上されているのは昭辰橋でいいかという質疑に対しまして、健全度が一気に悪化した恋地大橋の優先度が高まったので、令和6年度中に昭辰橋から恋地大橋に置き換える予定であるという答弁がありました。

そして、町長施政説明で話された『スクラップアンドビルド』の内容を問う質疑に、当局から、計画的に整備を進めてきた雀館運動公園の整備を、今年度は経常的な管理費以外はカットしている。また、浸水被害対策の計画を立てようと各課から予算要望があつたが、まずは浸水対策想定図を整え、精査した上で計画を作るとして、それらもカットしている。大きな工事関係もこの当初予算では見合わせている。そのような方針で予算編成を行ったという答弁がありました。

浸水被害対策で課題となっている水門管理についての質疑に、県からアドバイザー派遣を受け、関係課、関係団体などと勉強会を開催し、管理の明確化のためのマニュアル作成を進めるという答弁がありました。

他に電子入札導入、中央線の街路灯LED化、委託料が増額する集落支援員の委託、任期、活動内容の確認などを経て、議案第20号の関係部分は全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号、令和6年度五城目町水道事業会計予算についてであります。

6,411万2,000円の当年度純損失を見込む非常に厳しい財政状況であります。収益的支出では、経営戦略の策定業務と料金改定の計画策定に係る費用も計上しております。資本的支出では、電気機械設備の更新費用の他、浄水場の浸水対策、作業用トラックの購入に係る経費も計上しております。

委員から、非常に苦しい財務状況だが、料金改定はいよいよ避けては通れない状況なのではないかという質疑に対しまして、経営は確かに苦しい。今後、老朽化している施設の更新費用もかさんでくる。料金改定に関する協議会等を立ち上げ、議論し、方向性を示していければと考えている。今の経営状況では料金改定も致し方ないと思うという答弁がありました。

また、馬場目と杉沢の水道料金についての質疑に対しまして、今後の協議次第だが、3つ浄水場の料金は統一化される可能性もあるという答弁がありました。

浄水場での浸水対策である止水板設置工事の状況と見通しを問う質疑に、資材調達に時間がかかるので年度初め早急に発注できるよう進める。全15か所のうち令和5年度に8か所、令和6年度には7か所完成予定であるという答弁がありました。

他に、馬場目川の水利権、浄水場の修繕に関する確認を経て、議案第25号は全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第26号、令和6年度五城目町下水道事業会計予算についてであります。

ここでは、水洗化率の確認、固定資産の減価償却の方法などの確認、料金改定に向けての確認を行った以外、特に意見なく、議案第26号は全会一致で可決すべきものと決しました。

ここからは陳情であります。

当委員会に付託された陳情は、継続1件を含め5件であります。

陳情受理番号第1号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書についてであります。

陳情の趣旨は、日本の最低賃金の地域間格差はあまりにも大きく、人口の一極集中や若者の都市部への流失、地方の疲弊に結び付いており、そのことが日本経済をゆがめ、冷え込ませる決定的な原因になっている。そこで最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正するべきである。その実現のためには、中小零細企業に対する国の抜本的な支援強化が必要である。よって、政府に意見書の提出をというものであります。

この件に関しましては、含意を了承し、陳情受理番号第1号は全会一致で採択すべきものと決しました。

続いて、陳情受理番号第2号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情であります。

このことに関しまして、総務課長と建設課長に当局側の考えを求めております。それ

によりますと、この陳情では適正賃金についてうたわれているが、公契約条例の制定は自治体のほうでも進められており、県の発注者協議会に参加して協議している。東北ブロックにも同じような組織があり、自治体に求められているのは週休二日ができないかというものであり、県内で現在、条例を定めているのは秋田市、由利本荘市、にかほ市の3市である。実際、県が求めているのは条例を定めよということではなく、まずは県の要綱に沿うように一部でもいいので週休二日ができないかということである。ただし本町の場合、工事の本数と業者数を考えた場合、全てをこなすとなると困難と思われる所以、まずは可能な部分を定めて県の呼びかけに応じたいと考えており、近隣町村でもその方向に向いているようである。そして、現実的な話をすると、早期完成を求める発注者側と受注する経営者側、それに反面、労働者の福祉を守るという両面があり、難しい状況であり、週休二日制一気導入はまだ判断しかねる。ただ、働き方改革の中では導入に向け進めていかなければならないと思う。

この陳情に関しましては、最終的には公契約条例制定の決議を町に求めているが、町の実態としては、現状では苦しくなるという説明を受けております。

その後の審査の結果、願意は了解するが、当局及び業者とも、さらにコンセンサスを得ることが必要であり、陳情受理番号第2号は全会一致で継続すべきものと決しました。

陳情受理番号第3号『あきたこまち』の『あきたこまちR』への全面切り替え計画に関する陳情であります。

陳情の趣旨は、全面切り替えではなくて、これまでの『あきたこまち』も継続して生産できるようにということを県知事に意見書の提出をということであります。

委員からは、これまで切り替えに対する説明不足が否めなかった。世界基準が厳しくなっており、『こまちR』に切り替え輸出に備えることも求められている。こまちRの種子生産がスタートしているし、従来のあきたこまちと混在することにより混乱を引き起こすことになる。自家採種は製品の品質管理に欠かせないトレーサビリティによって自家消費以外の出荷はできなくなっているというこれらの発言があり、協議した結果、陳情受理番号第3号は賛成少数により不採択とすべきと決しました。

続いて前回の定例会から継続審査となっております陳情受理番号第13号、あきたこまちRについての陳情であります。

前回12月定例会で、我々は次のようなやり取りをしておりました。情報不足は否めないが、県により進められており、既に動き出している。更なる話し合いが必要で、もつ

と時間をかけるべきだ。Rとの混在は混乱を招く。関係団体の動きがまだよく見えないし、県の動きもまだ流動的なところもある。このようなやり取りを経て、12月には、引き続いて審査することが必要だとし、継続審査としていたという経緯がありました。その後、説明と理解が進んでいる状況に変わってきております。今回の審査の結果、陳情受理番号第13号は賛成少数により不採択とすべきと決しております。

最後に、陳情受理番号第4号、地方自治と沖縄の自己決定権を尊重し沖縄県との十分な対話で基地問題の解決に臨むことを国に求める意見書に関する陳情であります。

陳情の趣旨は、2023年12月20日、最高裁は国の代執行を認めたが、地方自治法の理念と沖縄の人々の自己決定権をないがしろにした理不尽な判決である。一日も早い普天間飛行場の危険性除去のため、辺野古への移設が唯一の解決策であるのか立ち止まって考える必要がある。そして、地方自治法を遵守し、沖縄県との対等な対話により問題解決に望むこと。そして、沖縄県の自己決定権を尊重し、軍事植民地支配をやめることといったものであります。

この中で陳情書にあります昨年12月20日の最高裁判決というのは、調べましたところ、正確には福岡高裁那覇支部であり、この国の訴えを認め、辺野古沖の地盤改良工事の代執行の承認を沖縄県に求めた、これが12月20日であります。それに対しまして、その判決を不服とした沖縄県は、12月27日に最高裁に上告していますが、上告に代執行を止める効力はなく、今年1月、国は工事に着手しています。そして、それを経まして最高裁は、つい5日前、2月29日に県側の上告を受理しない決定をし、辺野古移設のための軟弱地盤改良工事の設計変更を承認するよう県側に命じた判決が確定、つまり沖縄県の敗訴が確定したという経緯があります。

協議の結果、陳情受理番号第4号は全会一致で不採択とすべきと決しました。

以上、本定例会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第11号、議案第14号関係部分、議案第20号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第10号、議案第18号、議案第19号、議案第25号、議案第26号は原案可決と決します。議案第12号は原案承認と決します。陳情第1号は採択と決します。

次に、陳情第2号、公契約条例の制定による適正賃金、労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情については、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、陳情第2号、公契約条例の制定による適正賃金、労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情については、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

次に、陳情第3号、『あきたこまち』の『あきたこまちR』への全面切り替え計画に関する陳情書については、委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。陳情第3号に対する委員長の報告は不採択です。陳情第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（石川交三君） 起立少数です。したがって、陳情第3号は不採択と決定しました。

次に、陳情第4号、地方自治と沖縄の自己決定権を尊重し沖縄県との十分な対話で基地問題の解決に臨むことを国に求める意見書に関する陳情については、委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。この採決は起立によって行います。陳情第4号に対する委員長の報告は不採択です。陳情第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（石川交三君） 起立ありません。したがって、陳情第4号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第13号、あきたこまちRについての陳情書については、委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。陳情第13号に対する委員長の報告は不採択です。陳情第13号を採択するこ

とに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（石川交三君） 起立少数です。したがって、陳情第13号は不採択と決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定によりまして、6番荒川滋議員の退場を求めます。

(6番 荒川滋議員 退場)

○議長（石川交三君） 次に、議案第11号について、総務産業常任委員長の報告を求めます。報告者は石井副委員長です。お願ひいたします。石井副委員長

○総務産業常任副委員長（石井光雅君） 議案第11号の経過と結果について、私より説明いたします。

議案第11号、五城目町総合交流センター（五城館）の指定管理の指定について。

当局より、指定管理条例第5条第1項に規定する候補者選定の特例規定に基づき、町が出資する法人である株式会社あつたか五城目を候補者として選定することとした。コロナの影響を受け、経営状況が悪化し、債務超過に陥った同社であるが、町が支援した財政支援の効果のほか、原価率の圧縮に取り組むなど収支計画において経営の改善が示されている。令和5年度は黒字の見込みであるとの説明がありました。

委員より、五城館の建物そのものを改修し、文化的なものにできないか。今まではじり貧になりかねない。大胆な発想が必要である。また、料理があまり評判よくないので、もう一工夫する必要があるのではないか。また、五城館は町のランドマーク的な存在であり、あつたか五城目には頑張って欲しいなどなどの意見がありました。

採決の結果、議案第11号は全会一致、可決すべきと決しております。

以上です。

○議長（石川交三君） ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第11号については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第11号は原案可決と決

します。

6番荒川滋議員の入場を許可いたします。

(6番 荒川滋議員 入場)

○議長（石川交三君） 次に、委員会提出議案第1号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。委員会提出議案第1号、最低賃金の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番荒川委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） 委員会提出議案第1号、最低賃金の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について。

提案理由を申し上げます。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、最低賃金を全国一律制度にし、根本的な引き上げをしていくことを要望するといったものであります。

意見書（案）と提出先は資料に添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第1号は可決と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 令和6年3月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む13件であります。これらの審査のため2月28日午後3時30分より、教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は7名全員であります。参与には畠澤教育長、工藤学校教育課長、越生生涯学習課長、石井一住民生活課長、石井政幸健康福祉課長、佐々木消防長はじめ関係職員、書記には学校教育課佐藤主事、住民生活課小玉主事、健康福祉課山端主事、消防本部今川消防士長をそれぞれ指名、3月1日には学校教育課加賀谷主事を指名し、会議に入っています。

はじめに、議案第8号、五城目町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は第9期介護保険事業計画を策定したことに伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料の改定を行うものであります。

主な改正内容は、介護保険料の改定として本人が非課税で家族が課税されている標準的な階層である第5段階における改正後の保険料を、これまでの月額8,300円から1,100円を減額し、7,200円とするものであり、段階については第8期計画の12段階を13段階に改め、保険料の試算の均等を図るものであります。施行の期日は令和6年4月1日とします。

委員から「第8期から1,100円の減額に至った要因をどう分析されているか」との質疑に、当局から「第7期・8期にかけ全国で片手に入るところまで上げざるを得ない給付費の伸びであった中で、自然減ももちろんあるが、2期6年間にわたり町民の介護予防に対する意識改革の効果があったと分析される。また、第9期の保険料設定に関し、納付された保険料が基金として財源にでき、このまま給付費の伸びがないよう様々な手を尽くしながら給付の抑制に努めていけると判断し、基金の取り崩し額を協議し、結果1,100円の減額となった」と答弁がございました。また、委員から「ショートステイの利用の仕方が課題であるとの指摘や、団塊の世代の利用が多くなった時など、寄り添った体制づくりを今から構築していくかないと間に合わない。この職員の体制でできるのか」との指摘もなされたところがありました。

議案第8号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第9号、五城目町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、「放課後児童健全育成事業の実施について」が発出され、「放課後児童健全育成事業実施要綱」が改められたことにより、放課後児童支援員とみなす研修終了予定者に係る新たな経過措置を規定するものであります。

改正内容は、職員に関する経過措置を「令和6年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和6年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に」と改めるものであります。施行期日は公布の日からであります。

委員から「当町に該当者はいるのか」との質疑に、当局から「現在は支援員全員が資格取得者であり、みなし支援員はいない。今後退職を予定している方がおり、資格を有する補助員で補うことができるが、それ以降は募集してもなかなか有資格者が見つからないこともあります、みなし支援員の制度は当町としても必要である」との答弁がございました。

また「みなし支援員としての採用があった場合には、資格取得のための環境も整えていただきたい」との指摘もなされました。

議案第9号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第13号、専決処分（第2号）の承認を求めるについて、五城目町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律が公布され、令和6年3月1日から施行されることに伴い、当該条例関連部分の一部改正について令和6年2月8日をもって専決処分をしたものであり、報告され承認を求められたものであります。

主な改正内容は、本籍地以外の市町村窓口において戸籍謄本などを交付する、いわゆる広域交付を行った場合や、戸籍などを電子証明書として確認を行うために用いるパスワードである戸籍電子証明書提供用識別符号を発行した場合の手数料を定めたものであります。

委員から、戸籍電子証明書提供用識別符号を用いた例を問う質疑があり、当局から「例えばパスポートを申請する際に戸籍を添付して申請しなければならなかつたが、デジタル化で16桁の識別符号が発行されることで戸籍が確認でき、紙の戸籍が添付不要になる」と答弁がございました。また、委員から「職員が使い方の説明ができるよう理解を深めておいていただきたい」と指摘がなされました。

議案第13号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

2月29日10時、2日目の審査に先立ち、28日の議案上程の際、議案第21号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計予算の副町長の説明に対し、荒川正己議員より、不確定ではない説明との指摘があり、また、町長答弁も納得できるものではなかつ

したことから、改めて町の責任ある者に発言を求めるため、委員にお諮りし、同意を得、委員会に町長・副町長の出席を求めました。

冒頭、町長より「議案上程の際の自身の答弁が、委員会そして本会議での審議において支障を来すことがあってはならないと考え、その答弁内容について改めて説明させていただきたい」と申し入れがございました。

「副町長の議案の提案説明において、予算計上している納付金の額に対し、現在、県から通知されている納付金の額についても説明を加えたことは、当初予算を審議する上で、不適切な説明であり、深くお詫びを申し上げる。説明した納付金については、今後減額補正対応とさせていただきたいので、よろしくお願ひしたい」と発言がございました。

また、副町長から「まずは本会議場での自身の説明について、審議に際し、ご迷惑をおかけした」と陳謝があり、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計予算については、例年同様、町の一般会計予算を含む予算編成策定のスケジュールがタイトで、最新の情報を取り入れ、それらを調査検討し予算に組み入れることが困難な状況であることから、前年度実績見込みを一つの基準としながらの予算を組み立てる事務処理対応となつてることをご理解いただきたい」との発言がございました。

また「このたびの県から提示された納付金については、こういった理由により当初予算には組み入れることができず、今後、補正対応するものと考えていた。令和6年度における国保の財政運営に関する考え方については、2月8日開催の議会議員全員協議会において、国保における財政調整基金の見通し、県の提示した必要保険税額などを踏まえ、今後の運営のあり方を説明し、一つの方向性をご提案させていただいたところであつた。これに基づき、議会との協議などを踏まえ、対応してまいりたいと考えている」との発言もございました。

委員からは「本会議は町民に向けた場である。その場で違う額を示すことは、町民を惑わすことにはかならない。議会としては正しい額を出しなさいと言わざるを得ない。町長の発言もふさわしいものではなかった。しかし、今の説明で理解でき、町民に対しても示すことができる。これをもって審議に入ることになる」と発言がなされ、その場が閉じられました。

その後、昨日に引き続き、順を追って審査が再開されました。

議案第14号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第8号）関係部分についてで

あります。

歳入では、国補助金の額確定・精算による補正、各事業の実績見込み、施設の使用実績による補正などあります。

歳出では、精算に伴う返還金、事業の実績見込みによる補正、契約差金、基金への繰り入れなどあります。

委員から住民生活課関係、防災対策用備品購入費の減額補正に対し質疑があり「障がい者用トイレの購入を予定していたが、災害により時期を逸してしまい、備蓄倉庫のスペースを確認し、改めて予算化し、購入予定である」との答弁がございました。また、今後必要な備蓄品の質疑もあり、「6年度当初予算で毛布が300枚、給水袋1,000枚を購入予定であり、食料・水等は充足している」と答弁がございました。

また、消防本部関係、消防施設の修繕料に質疑があり、「久保町内の防火水槽の表示板の交換である」と当局より答弁がございました。また、町内の防火水槽に対し委員から、今後維持していくのか、撤去するのか町の考えを問う質疑があり、当局からは「現在、維持管理計画を作成中である。防火水槽の耐用年数が50年とされていることから、そこを基準とし、その地区にとって必要か必要でないのかを見極めた上で、修理をする、長寿命化を図る、廃棄するかを作成中であり、来年度早々には策定予定である」と答弁がございました。

学校教育課関係、育英資金の貸付に質疑があり「ここ3年申請がなく、現在は利用者がいない」と答弁があり、委員から「貸し付けだけでなく、給付型を今後検討していただきたい」との指摘もなされ、当局からは「現在は無利子で貸し付けしているが、今後企業にご協力をいただくななど、町全体で考えていかなければならない」と答弁がございました。

健康福祉課関係、コロナワクチンの接種率、また、来年度の接種補助に対し、質疑があり、当局から「今年度秋開始接種においては当町が43.35%、秋田県は33%、全国では22.1%であり、それを上回る接種率である。定期接種化については12月に行われた国の自治体説明会において、令和6年度は主に重症化予防を目的とした秋頃の接種開始を考えており、地方交付税措置が3割程度で町民の接種希望者の負担軽減となることから対応に配慮していきたい。65歳以上が対象である」と答弁がございました。

また、緊急通報システムに質疑があり、当局から「助成は100台を考えていたが、

83台の設置数であった。通報は毎月2、3件あり、実際に体調が悪く通報した例が今年度2件あった。ペンダント式、固定型、腕時計式等タイプがあるが、どれが高齢化率の高い本町に効果的に活用されるかを検討中である」と答弁がございました。委員から「そういったシステムがあることすら知り得ない高齢者も存在する。今一度周知に努め、誰一人取り残さない福祉であって欲しい」との指摘もございました。当局からは「設置要件が地域の民生児童委員からとあるが、直接本人からや気付いた方からの設置要請にも応え、体制を強固にしていきたいと考えている」との発言もございました。

議案第14号、当委員会関係部分について、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第15号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入では、実績見込みによる補正、また、税率改正により歳入増となり、今年度の基金繰り入れの必要がないと見込まれるため減額補正するもの、繰越金の増額補正など。

歳出では、実績見込みによる減額補正、基金積立金の増額補正などであります。

委員から、災害減免部分の説明を求める質疑があり、当局から「125世帯1,090万2,000円の減免対象であるが、税率改正があったことと資格の得喪があったことにより、881万8,000円の減額となる。今後、災害減免に対する国分の給付を見込んでいる」と答弁がございました。

議案第15号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第16号、令和5年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入では、実績による一般会計繰入金の減額補正、前年度繰越金の確定による増額補正。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の額確定による減額補正などであります。

委員から、災害減免部分の説明を求める質疑があり、当局から「該当する方が27名、減免額は87万7,600円であるが、後期高齢の加入者増による保険料の歳入増と相殺され、予算の全体額では補正額は発生していない」と答弁がございました。

議案第16号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第17号、令和5年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入では、昨年7月の大雨災害による保険料減額を含む実績見込みによる保険料の減額補正、給付費の減額による国・県による負担金・交付金の減額補正、一般会計からの繰入金においても給付費の減額による減額補正、繰越金の増額補正であります。

歳出では、介護報酬改定等に伴う負担金の減額補正、保険給付費の実績見込みによる居宅サービスの減額・施設サービスの増額補正、基金積立金の増額補正などであります。地域支援事業における歳出では、介護予防・生活支援サービス事業・介護予防ケアマネジメント事業費の減額補正で、利用者の減少による実績見込みの減額補正などであります。

委員から、介護予防・生活支援サービス事業・ケアマネジメント事業の利用者が減少していることの説明を求める質疑があり、当局から「当初予算で見込んだ数より利用者が減っているだけで、支援認定の方は増えている。サービス利用が多いほうが介護の重度化を抑えることになる」と答弁がございました。また、当局から「利用者数は900人前後のみまだが介護給付費は減っている。つまり介護度の重い方が減っていて軽い方が増えていると分析される。今回行ったパブリックコメントに、自分がどんなサービスを利用できるのか知らないといった記載があった。予防・支援のサービスの拡大で介護認定を受ける前の健康維持が少しでも長く保たれることが重要である」との答弁がございました。

委員から「サービスの利用を十分周知していただき、施設入所など重度化を防ぐことに努めていただきたい」との指摘もなされました。

議案第17号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第20号、令和6年度五城目町一般会計予算当委員会関係部分についてであります。

各課経常的な予算計上のほか新たな事業など、主なものとして住民生活課関係では、今年度の災害対応で使用し、不足している品目を中心に備蓄品として新規に災害用毛布300枚、給水袋1,000枚の購入費用であります。また、八郎湖クリーンセンターのごみ処理に係る経費、廃棄物収集運搬委託料、し尿・浄化槽汚泥の処理施設湖水苑の業務処理委託料は、光熱費・物価高騰・人件費の増などを反映し、昨年度より増額されております。また、ごみ処理の広域化を検討する業務負担金が計上されております。

災害救助費の住宅支援等の予算計上は、災害救助法の住宅の応急修理制度の中で発災から1年の期間で支援することの経費であります。

委員から、ごみ処理の広域化の検討について得ている情報をと発言が求められ、当局から「3月に副町長レベルで協議会が立ち上がることになっている。県に示された秋田県ごみ処理広域化集約化計画では、令和14年に秋田市ごみ処理施設が30年を迎、その年に建設予定となっている。八郎湖周辺清掃事務組合では、施設が新しいので令和14年以降のことになると思われる」と答弁がございました。また「備蓄倉庫が2月29日までの工期で完成している。備品は3月6日、7日の納付となっている」との当局からの発言もございました。

健康福祉課関係の主なものとして、介護資格を取得する際の受講費用や介護事業者が人材確保や定着促進に関する取り組みを行うことの費用を補助する経費、0歳から2歳児までの保育料を全額補助する経費、このことで当町の保育料は完全無償となります。また、予防接種委託料として新規に行う帯状疱疹のワクチン接種費用助成、各種健診等委託料として新規に行う胃内視鏡検査及び腹部超音波検査費用を助成する経費が計上されております。

委員から、介護人材確保対策事業の拡充内容について質疑があり、当局から「これまで町内に住所を有する介護職員の資格取得に対する助成であったが、これを町外に住所を有し、町内の介護事業所に勤務する職員へも助成し、施設の育成として拡大する。また、それに加え、人材確保や定着促進に取り組む事業所に対し経費を助成することが拡充部分である。拡充前の昨年度の実績はなかったので、拡大することで人材確保につなげられるよう周知の徹底に努める」と答弁がございました。また、委員から「五城目高校には福祉コースもあることから、それも含め広げていただきたい」との指摘もなされました。

また、委員から、予防接種委託料、各種健診等委託料の中で拡充された部分の説明を求める質疑があり、当局から「予防接種費として帯状疱疹ワクチン、1回接種の生ワクチンが5,000円、2回接種の不活化ワクチンが5,000円かける2回の補助となる。保健事業として50歳以上の胃内視鏡検査を希望する方については、自己負担額4,000円で個別医療機関方式で実施。腹部超音波検査については、湖東厚生病院の医師からモデル的に当町と八郎潟町が1町50人を上限として行う提案があり、すい臓がん・肝臓がん・胆のうがんの早期発見を目的とし行うものである」との答弁がございました。

消防本部関係の主なものとして、水防活動時の消防団員の安全性を確保するための救命胴衣150着分、安全装備の充実強化として夜間や悪天候での視認性を高める消防団

活動服の購入費用、秋田県消防長会事業である救急隊員セミナーが来年度本町で開催されるための費用、大川西野中央防火水槽撤去費用などあります。

委員から消防団の救命胴衣の形態を問う質疑があり、当局から「上半身に装着するもので、たび重なる豪雨災害を受け、消防団が現場で活動する際、救助側が2次災害を回避するためのものである。総務省消防庁の検討会からも水際での活動の際の標準装備として示されていることでもあり、予算計上させていただいた」と答弁がございました。

また、委員から「水害に際し、ゴムボートが1艇しか配備されていないが、2艇あればもっと稼働されていたか」との質疑に、当局から「消防本部としても災害後、活動の振り返りを行った。その中でゴムボートを増やすことの検討も行ったが、人員的に困難であり、見送ることにした」と答弁がございました。

委員からは「消防団員の活用を今後検討していただきたい」と指摘がなされました。

学校教育課関係の主なものとして、育英資金の貸し付けが高校生に増額、さらに来年度から大学生・大学院生にまで拡充されることに係る経費、来年度から小学校・中学校に導入される秋田県統合型校務支援システムの利用料、創立150周年を迎える五城目小学校記念事業の学校財源に補助する費用、旧五城目小学校跡地記念碑の建立と校歌碑の移設に伴う費用、学校給食費無償化に要する補助金（1食当たり小学校が310円、中学校が370円に年間の喫食日数、人数を乗じて計算されたもの）であります。

また、委員から、育英資金の貸し付けが3年間なかったが、拡充するという町の考え方を問う質疑があり、当局から「現在、来年度から高校へ進学する生徒の家庭から申請が来ている。必要性もあり、また、昨今の物価高騰化も鑑み、拡充することに決めた。1月の広報に掲載されたことで大学院生から申し込みがあり、他にも申請書を受け取りに来た方があった。来月予定されている育英資金貸付審査会でご承諾いただき、その後も随時申請を受け付ける形で進めていきたい」と答弁がございました。

委員からは「貸し付けなどいろいろな方法で進学が叶うよう町として送り出すために周知に努めていただきたい」との指摘もございました。

他に委員から「県の委託で行ってきた教育留学事業が来年度で終了する。その後、町で予算措置し、継続する考え方」と質疑があり、当局からは「関心の高い事業で発展計画の中でもうたっている。県の委託は終わるが、町単独で継続し、関係交流人口を含め移住にもつなげていきたいというのが町の方針である。予算については、ふるさと愛郷基金などの活用を考えていきたい」と答弁がございました。

また、委員から「現在、教育留学に来ている方たちは経営者であることが多く、教育留学の感謝を示す場がないといった声が聞こえる。まちづくり課で、ぜひ企業版ふるさと納税に取り組んでいただき、感謝を受け取ることにつなげていただきたい」と指摘もなされました。

生涯学習課関係では、雀館運動公園の維持管理に係る経費、弓道場・杉沢交流センター友愛館のトイレ改修工事費用、ふるさと愛郷基金の繰入金を活用したみんなの学校運営委託料、屋内温水プールが7月の大雨災害で浸水した部分の改修や浸水対策のためのキュービクル改修工事費用が主なものであります。

委員から、屋内温水プールキュービクル改修工事の内容を問う質疑があり、当局から「部品の交換とキュービクル内部のかさ上げを行い、以前の災害水位まで及んでも耐え得るようにする。60cm上がることになる」と答弁がございました。

また、委員から「各地区公民館の維持・管理に係る経費を、例えば、よりコストメリットの高い教育留学事業へ回すといった考え方や、地区公民館に予算をかけるとすれば公民館長の若返りで地域活動をもっと活発化させるなど、町内に点在する公園の集約といったこと含め、社会教育予算をより効果的に使われることが必要ではないか」といった質疑がなされました。当局からは「公民館運営については、そろそろ考えていかなければならぬ時期に来ていると捉えている。今後、まちづくり課などと協議しながら模索していきたい」と答弁がございました。

また、公民館は各地区ごとにあって、それぞれに役目を果たしているところであるが、社会情勢も変化し、それにあわせた公民館のあり方が必要だ。町村によっては、町長部局に配置し、地域の活性化を目的としたコミュニティセンターへ移行しているところもある。この後、プロジェクトチームを立ち上げるなどし、地域コミュニティも含め公民館のあり方を考えていきたい」との答弁もございました。

議案第20号、当委員会関係部分について、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第21号、令和6年度五城目町国民健康保険特別会計予算についてあります。

被保険者数は1,725人であります。当局から「保険料収納、納付金の支払いについて説明させていただきたい」と発言があり、「歳入予算については仮算定・本算定の通知を受けた金額は当初予算の編成では反映されていない。町長から説明があったとお

り、反映されていない部分については所得の確定後、6月補正で対応させていただくことになる。合わせて歳出においても納付金の計上額が当初予算の編成時点では仮算定・本算定の数字が示されていない中で、昨年度の額での編成となっている。この部分についても6月補正で対応させていただく」と発言がございました。

委員から「令和6年度から11年度まで6か年の第3期のデータヘルス計画作成中と町長の施政説明があった。医療費の削減を目的とするものでもあり、これまで発注先から上がっているレセプトの分析結果がうまく活用されていないという事実があった。そのことを含め、第3期はどう取り組んでいくのか」と質疑があり、当局から「健診、また異常値放置者に対しての受診勧奨、また、ジェネリック医薬品の利用勧奨を行っているが、来年度は重症予防、特に人工透析に至らないよう重点的に取り組むことにしている。受診の勧奨通知においては通知の出し方・タイミングをナッジ理論を活用し、いかに効果的なタイミングでその人を動かすかという時期的なものをずらして行った結果、行動に変化が見られた方があり、昨年度より受診の比率が上がっている。異常値放置者に対しても受診の動機づけを行っていく。また、レセプトの分析結果に基づいて個人的な対応も行うこと正在している」と答弁がございました。委員から「通知だけではない受診勧奨の方法も考え、受診率向上に粘り強く取り組んでいただきたい」と指摘もなされました。

議案第21号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第22号、令和6年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

被保険者数は2,365人であります。

委員から「団塊の世代が増えることで秋田県全体ではどうか。今後の保険料率はどうなるのか」と質疑があり、当局から「来年度、保険料率の改正があり、均等割が950円上がり4万5,260円、所得割が8.27%から9.02%に上がることになる。付加限度額は66万円から80万円に改正されることになる」と答弁がございました。

議案第22号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第23号、令和6年度五城目町介護保険特別会計予算についてであります。

被保険者数は、3,995人であります。

当局から、今回議案上程させていただいている第8号議案が承認いただけすると、月額・年額保険料が確定することになる。それが反映されていない予算編成となっているので、

ご承認後は6月補正で対応させていただく」と発言がございました。

委員から、第9期の重点項目を問う質疑があり、当局から「アンケート調査で課題となった健康だけれど幸せでない、この解決のための情報収集、状況把握、対応策を検討する自立支援型の事業の足掛かりになると捉えている。保険料を下げることができたのはよいが、今後、より負担を軽くする、給付費を抑えることをどうしていくのかということでコミュニティナースを活用させていただきたい。一人一人幸せの実感は異なるが、どういうことがその人の幸せなのか、町が個人の状況にいかに入り込み、その状況を理解できるのかを1年目に取り組んでいきたい。そういった情報を集約し、地域ケア会議を経て2年目3年目と進めていきたいと考えている」と答弁がございました。

議案第23号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第24号、令和6年度五城目町障害認定事業特別会計予算についてであります。

特には質疑・意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、継続審査となつておりました陳情第15号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情についてであります。

日本人と外国人の被用者間で不公平が生じている。生活保護予備軍を生み出す制度であり、地方財政上問題がある。国側がその動向を把握していないといった陳情の要旨であります。

委員から「理解できる部分もあるが、外国人に対する差別的な要素が含まれているとも感じられる。慎重に取り扱うことが必要であり、さらに調査・研究を要する」との意見があり、陳情第15号は全会一致で継続すべきものと決しております。

以上で令和6年3月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第14号関係部分、議案第20号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第8号、議案第9号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号は原案可決と決します。議案第13号は原案承認と決します。

次に、陳情第15号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情については、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、陳情第15号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情については、閉会中の継続審査とすることに決定をいたします。

次に、議案第14号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第14号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第14号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第8号）は原案可決と決します。

次に、議案第20号、令和6年度五城目町一般会計予算を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第20号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第20号、令和6年度五城目町一般会計予算は原案可決と決します。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する

る審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で、任期最後の会議は全部終了をいたしました。

最後に議長より一言申し上げさせていただきます。

過去4年間、五城目町議会の運営が円満に本日までまいりましたことを、皆様と共に喜びたいと存じます。

来たるべき3月30日をもって私ども議員は任期満了となります。このたびの町議選に再出馬されない議員各位におかれましては、今後ますます健康に留意なされまして、五城目町発展のため、ご指導、ご協力あらんことを切にお願いを申し上げる次第でございます。

さらに、今回の町議選に際して、再出馬を予定されている各位におかれましては、来たる3月24日の選挙において、全員が当選の栄を得られ、再びこの議場に全員が顔を合わせるよう、格段のご努力、ご奮闘を祈念する次第でございます。

甚だ簡単ではありますが、私の御礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

令和6年第1回五城目町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

午前11時43分　閉会

会 議 錄 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員